

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付のご案内

～ 一時的な生活費の貸付を行います ～

貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や休業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(生活保護を受給している世帯の方は対象外となります)
- 貸付限度額 一世帯につき一回限り 20 万円以内。
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
- 償還期限 据置期間終了後 2 年以内
- 貸付利子 無利子

申請方法

大津市社会福祉協議会が申請窓口となります。まずは、お電話をお願いします。
申請方法のご案内をさせていただきます。

連絡先 大津市社会福祉協議会
077-525-9316

申請に必要なもの

(1) 申込書類

借入申込書、重要事項説明書、借用書、申立書(滋賀県社協のホームページよりダウンロードできます)

(2) 添付書類

- ・世帯員が確認できる住民票(「世帯全員」及び「続柄」記載で発行 3 か月以内のもの)
- ・身分を証明できるものの写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- ・借入申込者の預金通帳またはキャッシュカードの写し

※消えるボールペンは使用しないでください。

※認印には、シャチハタは使用しないでください。

※修正する場合は、二重線を引き、認印を押してください。

貸付金の交付方法

○借入申込者の指定する銀行口座に送金します。